

高知市自主防災組織等の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織及び自主防災組織連合会（以下「自主防災組織等」という。）の現状を正確に把握することによりその活性化及び育成強化を図るため、当該自主防災組織等に関する情報を本市の自主防災組織名簿に登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防すること（次号において「災害予防等」という。）を目的として結成された組織でおおむね50世帯以上の世帯が加入するもの。ただし、その規模がおおむね50世帯に満たない場合でも、地域の実情を考慮し、市長が適当と認めたものは、自主防災組織とする。
- (2) 自主防災組織連合会 前号に規定する自主防災組織を中心に、組織同士の連携の強化、災害予防等を目的に町内会、自治会等の複数の組織により構成される連合体で、かつ、その規模がおおむね小学校区の単位となるもの。ただし、その規模が小学校区の単位に満たない場合でも、地域の実情を考慮し、市長が適当と認めたものは、自主防災組織連合会とする。

(登録対象団体)

第3条 登録の対象となる団体（以下「登録対象団体」という。）は、市長が活発な防災活動が見込まれると認めた自主防災組織等とする。ただし、当該自主防災組織等の活動の対象となる地域（以下「活動対象地域」という。）において、自主防災組織にあつては既に登録がされている自主防災組織が存在する場合、自主防災組織連合会にあつては既に登録がされている自主防災組織連合会が存在する場合は、登録対象団体としないものとする。

(登録の申請)

第4条 登録対象団体は、登録を受けようとするときは、自主防災組織等登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 加入世帯名簿又は加入団体名簿（役員名簿を含む。）
 - (2) 活動対象地域の平面図
- 2 自主防災組織の活動を効率的に行うため、活動対象地域を複数の区域に区分して班を編成し運営する場合には、前項の書類に代えて次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。
- (1) 班長名簿（役員名簿を含む。）
 - (2) 活動対象地域の平面図及び班の区分が分かる平面図

(登録)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは自主防災組織等登録通知書（第2号様式）（次条において「登録通知」という。）により、適当でないと認めるときは所定の自主防災組織等登録却下通知書により当該申請を

した登録対象団体に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の登録通知を受けた登録対象団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更が生じたときは、速やかに自主防災組織等登録事項変更届（第3号様式）に関係書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 組織の名称
- (2) 代表者氏名又は住所
- (3) 加入世帯又は加入団体の数
- (4) 活動対象地域
- (5) 各種文書の送付先

(解散等の届出)

第7条 登録団体は、解散したとき又は活動を休止したときは、自主防災組織等解散・休止届（第4号様式）を速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織等の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による解散の届出があったとき又は解散したと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第2条に掲げる要件に該当しなくなると認められるとき。
- (4) 自主防災組織等の登録について辞退を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が自主防災組織等として不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により自主防災組織等の登録を取り消したときは、自主防災組織等登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織等の登録について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(自主防災組織等の登録の特例)

2 この要綱の施行の際現に結成されている組織で、高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱（平成15年7月28日制定）及び高知市防災施設等整備事業費助成金交付要綱（平成26年10月1日制定）の規定により自主防災組織結成届を届け出て市長の承認を受けたものについては、この要綱の規定による自主防災組織等の登録を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式は、

この要綱による改正後の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等の登録に関する要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。